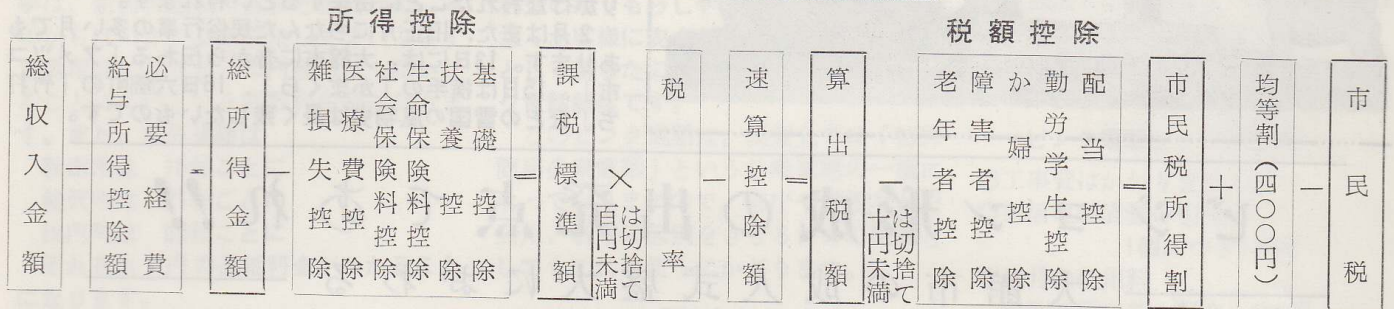


昭和40年度の 市・県民税はこうにして計算されます

大館市の市・県民税は今年度から本文方式を用いることになったことは、1月号の広報を通じて市民の皆さんにお伝えしておりましたが、今月号では、この本文方式の計算例を具体的にお伝えしますので、市・県民税の申告のときはこれを参考にして提出していただきたいと思ひます。なお、市・県民税の税額は前年(39年1月1日から12月31日)の所得について計算されますので間違わないようにして、自分の市民税がどのくらいになるかを計算してみてください。

市民税の計算方法



◎市民税所得割税率表

所得段階別課税所得	税率	速算控除額
15万円以下	2	0円
15万円こえる	3	1,500
40万円	4	5,500
70万円	5	12,500
100万円	6	22,500
150万円	7	37,500
250万円	8	62,500
400万円	9	102,500
600万円	10	162,500
1,000万円	11	262,500
2,000万円	12	462,500
3,000万円	13	762,500
5,000万円	14	1,262,500

①給与所得控除

- ④収入金額が417,500円以下の場合
収入金額×20%+14,000円
- ⑤収入金額が417,500円を越え717,500円以下の場合
収入金額×10%+55,750円
- ⑥収入金額が717,500円を越え817,500円以下の場合
収入金額×7.5%+73,688円
- ⑦収入金額が817,500円をこえる場合
135,000円

②所得控除

- ①雑損失控除——所得金額の $\frac{10}{100}$ を差し引いた金額
- ②医療費控除——所得金額の $\frac{5}{100}$ を差し引いた金額
- ③、④とも申請書を提出した場合にかぎりあります。

③社会保険料控除——全額

申告者が給与から差し引かれた保険料と支払った保険料、または扶養親族にかわって支払った国民健康保険税、国民年金の額

④生命保険料控除

掛金が15,000円以下の金額——全額

掛金が15,000円を超え30,000円以下の場合——支払った保険料—

$$15,000円 \times \frac{1}{2} + 15,000 = \text{掛金が}$$

30,000円をこえる場合——22,500円

⑤扶養控除

- ◎第1人目の扶養親族
配偶者の所得が5万円以下のとき——7万円
配偶者の所得が5万円以上のとき——5万円

◎第2人目以下の扶養親族——1人につき3万円

◎基礎控除——9万円

③速算控除額

課税標準額に掛ける税率の区分によって、この額が別表のようにちがった金額で控除されます。

④税額控除

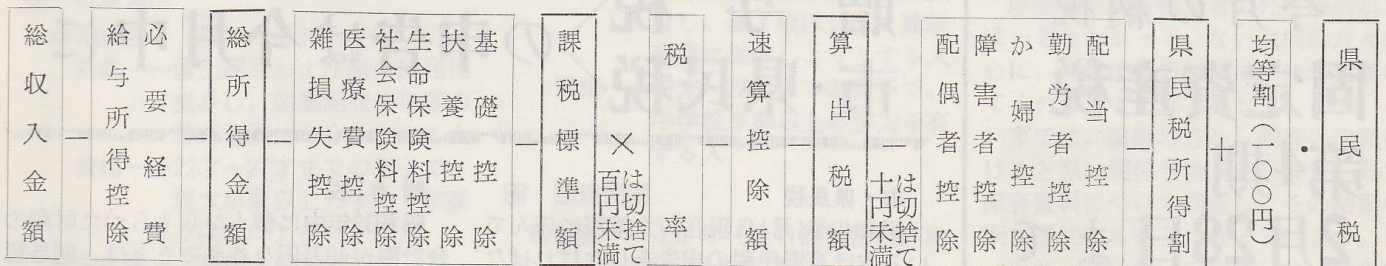
- ①障害者(本人および扶養親族)1人につき——1,000円
- ②本人が老年者、か婦、勤労学生の場合——1,000円
- ③配当控除=3%
投資信託による分配金——1.5%
- ⑤均等割——400円

◎県民税所得割税率表

所得段階別課税所得	税率	速算控除額
150万円以下	2	0円
150万円超	4	30,000

(但し簡易税額表による)

県民税の計算方法



県民税の所得割を算出するまでは、市民税の場合と同じになります。

①税額控除

- ①配偶者控除——240円
- ②配偶者に5万円以上の所得があり、

かつ扶養親族の全部が15才未満である場合、そのうち1人について——240円

- ③15以上の扶養親族1人につき——240円
- ④障害者(本人、扶養親族)1人につ

き——1,000円

- ⑤本人が老年者、か婦、勤労学生の場合——1,000円
- ⑥配当控除——1.2%
投資信託による分配金——0.6%
- ②均等割——100円